

霧島市フッ化物洗口事業実施要領

(目的)

この要領は、国のフッ化物洗口ガイドライン（平成15年1月14日付健発第0114006号厚生労働省健康局通知）に基づき、幼児期より増加しているむし歯を予防するため、フッ化物を用いた集団的、継続的な洗口を実施することにより、子どもの歯の健康の保持増進を図ることを目的に実施することについて定める。

(実施主体)

この事業の実施主体は、霧島市とする。

(対象者)

この事業の対象者は、市内の保育園・幼稚園に在籍する4歳児以上のうち、保護者からの同意が得られた者とする。

(関係機関との連携)

市は、事業の円滑な実施のため、歯科医師会、薬剤師会、歯科保健関係者、実施施設に対し、この事業の趣旨、事業計画及び実施について説明するとともに理解と協力を求め、十分に連携を図りながら事業を行うものとする。

(事業の実施)

この事業は、市内の4歳以上の者が通所する施設（以下、実施施設という）の協力のもと、集団的、継続的かつ計画的に行うものとする。

2 市は事業の実施に関し、フッ化物洗口事業実施を希望する施設の同意のもと実施し、当該実施施設名を公表するものとする。

3 実施施設は、目的の趣旨を理解し事業の推進に協力するものとする。

(実施内容)

この事業は、フッ化物洗口ガイドブック（平成23年3月鹿児島県・鹿児島県歯科医師会・かごしま口腔保健協会）に従い実施するものとし、保育園・幼稚園に在籍する者は、0.05%フッ化ナトリウム水溶液（1回量5cc、フッ化物濃度250ppm）を用い毎日法（実施施設により週5回～6回）で実施するものとする。

(実施方法)

市は、実施施設の協力のもと、対象者の保護者からフッ化物洗口希望調査書を徴するものとする。また、中途での中止及び実施の希望については、随時受け付けるものとする。

2 市は、実施施設の嘱託歯科医師へ指示書の作成を依頼するものとする。

3 依頼を受けた嘱託歯科医師は、実施施設と薬局に対し指示書を作成する。

4 嘱託歯科医師から指示を受けた実施施設は、薬剤師会からフッ化物洗口薬剤を入手し、フッ化物洗口薬剤出納簿に必要事項を記録するものとする。

5 実施施設は、嘱託歯科医師の指示に従いフッ化物洗口を実施するものとする。

(薬剤の管理)

嘱託歯科医師より指示を受けた実施施設は、事業実施責任者を定め、保管庫に薬剤を保管するものとする。

付則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。